

株主総会規程

(目的)

第1条 当社の株主総会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(株主総会の構成)

第2条 株主総会は株主全員をもって構成する。

2 株主総会は、議事の運営上必要と認めるときは、株主以外のものを株主総会に出席させ、説明または報告を求めることができる。

(開催)

第3条 株主総会は定時株主総会と臨時株主総会とする。

2 定時株主総会は原則として事業年度終了後3ヶ月以内に開催とする。

3 臨時株主総会は必要に応じて開催する。

(招集権者及び議長)

第4条 株主総会は、代表取締役社長がこれを招集し、その議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

(招集通知)

第5条 株主総会を招集するには、会日の1週間前までに、書面投票又は電子投票を認める場合は2週間前までに、議決権を行使することができる各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(決議の方法)

第6条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(業務報告)

第7条 株主総会は、各自が担当する会社の職務の執行の状況および重要と認められる事項並びに法令に定められた事項について株主総会で報告しなければならない。

(議事録)

第8条 株主総会の議事については、開催日時、場所、出席した役員並びに議事の経過の要領及びその結果その他法務省令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した株主がこれに署名もしくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から10年間本店に据え置く。

(規程の改定)

第9条 改定は株主総会の決議によるものとする。

附則 この規則は令和4年4月1日より施行する。